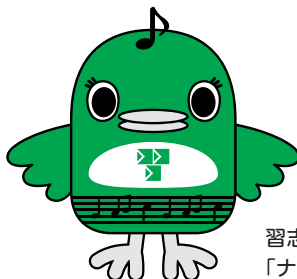


## 消費税法の経過措置

消費税法の経過措置により、10月1日前から継続してお使いいただいているお客様の10月分のガス料金、水道料金、下水道使用料は、消費税率を8パーセントとして計算いたします。



習志野市イメージキャラクター  
「ナラシンド♪」

その他、消費税率引上げに伴うガス・水道・下水道料金改定につきましては、習志野市ホームページによりご案内しております。また、9月の検針時にお届けしております「ご使用量のお知らせ」により、ガス料金の10月分に適用される単位料金をご案内しております。併せてご覧ください。

今後とも経費節減に努めますとともに、お客様のご信頼にお応えできますよう努めてまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

### ▼ ガス・水道料金の改定に関するお問い合わせは

習志野市企業局 業務部 営業企画室

電話 047 (475) 3305 (直通) 平日の午前9時から午後5時まで

### ▼ 下水道使用料の改定に関するお問い合わせは

習志野市企業局 工務部 下水道課

電話 047 (477) 5354 (直通) 平日の午前9時から午後5時まで

### ▼ ホームページアドレス

<http://www.city.narashino.lg.jp/kurashi/gassuido/kigyoryoukin/ryoukinkaitei/index.html>



令和元年9月  
習志野市企業局  
市営ガス・水道・下水道をご利用のお客様へ

# 消費税率引上げに伴う ガス・水道・下水道料金 改定のお知らせ

日頃より、習志野市企業局のガス・水道・下水道事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市のガス・水道・下水道の料金は、本年10月1日からの消費税率引上げに伴い、**10%**の消費税が含まれる金額へ改定いたします。

## ガス料金

一般契約のお客様で1か月32m<sup>3</sup>をご使用された場合



※ガス料金の単位料金は原料費調整制度（原料費の変動に応じてガス料金を調整する制度）により、毎月変更となります。

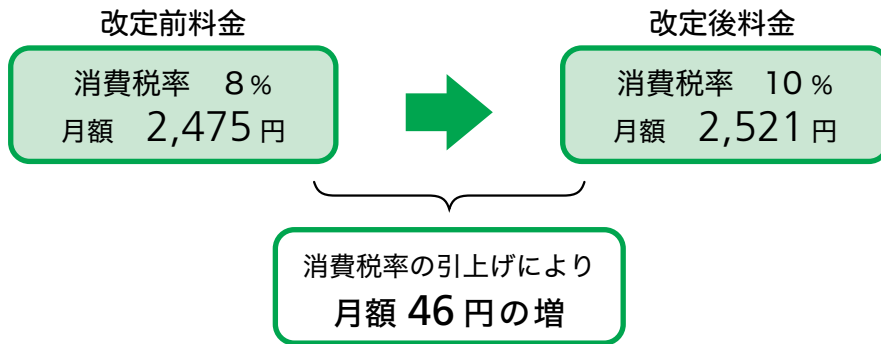
上記の料金は9月分に適用される単位料金での試算です。10月分に適用される単位料金は9月の検針時にお届けする「ご使用量のお知らせ」によりご案内いたします。

## ガス料金の新旧改定表

料金表 ( )内は1か月の使用量	改定前 消費税率8%		改定後 消費税率10%	
	基本料金	単位料金	基本料金	単位料金
A ( 0 m <sup>3</sup> ~ 18 m <sup>3</sup> )	561.60円	128.44円	572.00円	130.82円
B ( 19 m <sup>3</sup> ~ 279 m <sup>3</sup> )	637.20円	124.24円	649.00円	126.54円
C (280 m <sup>3</sup> 以上)	1,110.24円	122.54円	1,130.80円	124.81円

## 水道料金

口径 20mm をご使用のお客様で 1 か月 19 m<sup>3</sup> をご使用された場合



### 水道料金の新旧改定表

《基本料金》

(1 か月当たり)

メーター口径	改定前 消費税率 8%	改定後 消費税率 10%
13 mm	572.40 円	583.00 円
20 mm	1,090.80 円	1,111.00 円
25 mm	1,674.00 円	1,705.00 円
30 mm	4,698.00 円	4,785.00 円
40 mm	8,229.60 円	8,382.00 円
50 mm	14,223.60 円	14,487.00 円
75 mm	33,642.00 円	34,265.00 円
100 mm	61,171.20 円	62,304.00 円
150 mm 以上	149,601.60 円	152,372.00 円

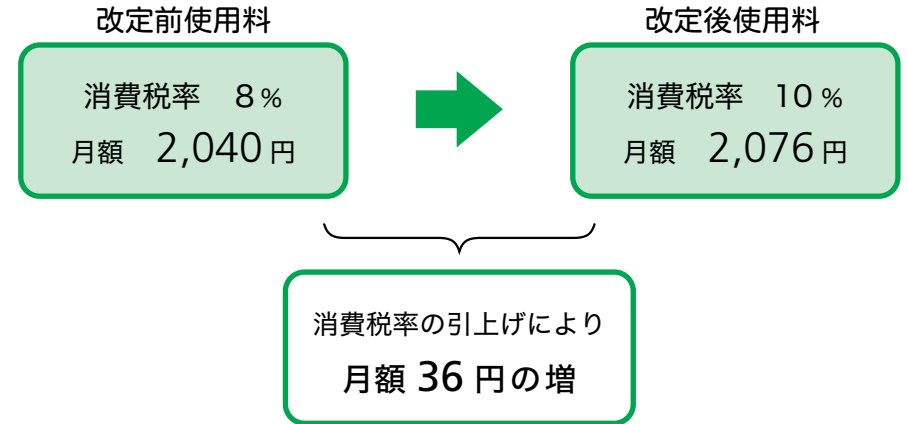
《従量料金》

(1 か月当たり)

使用量区分	改定前 消費税率 8%	改定後 消費税率 10%
1 m <sup>3</sup> ~ 10 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	43.20 円	44.00 円
11 m <sup>3</sup> ~ 30 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	105.84 円	107.80 円
31 m <sup>3</sup> ~ 50 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	158.76 円	161.70 円
51 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	211.68 円	215.60 円
101 m <sup>3</sup> ~ 500 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	266.76 円	271.70 円
501 m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	320.76 円	326.70 円
1,001 m <sup>3</sup> 以上 (1 m <sup>3</sup> につき)	373.68 円	380.60 円

## 下水道使用料

一般汚水で 1 か月 19 m<sup>3</sup> を排出された場合



### 下水道使用料の新旧改定表

(1 か月当たり)

種別	排出量	改定前 消費税率 8%	改定後 消費税率 10%
一般汚水	10 m <sup>3</sup> まで (基本料金)	1,014 円	1,032 円
	11 m <sup>3</sup> ~ 20 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	114 円	116 円
	21 m <sup>3</sup> ~ 30 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	167 円	170 円
	31 m <sup>3</sup> ~ 50 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	230 円	234 円
	51 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	309 円	315 円
	101 m <sup>3</sup> ~ (1 m <sup>3</sup> につき)	383 円	390 円
公衆浴場汚水	10 m <sup>3</sup> まで (基本料金)	1,014 円	1,032 円
	11 m <sup>3</sup> ~ (1 m <sup>3</sup> につき)	21 円	22 円